

平成30年度 東京都男女平等参画施策の実施状況報告

	No.	事業名	事業概要	平成30年度実績 事業規模	備考	再掲	所管局 () 書きはH30所管
領域Ⅰ 働く場における女性の活躍							
① 均等な雇用機会と女性の職域拡大・登用促進							
ア. ポジティブ・アクションの推進							
	1	男女雇用平等参画状況調査	基本条例第13条「事業者からの報告」の規定を踏まえて、事業者に対し、雇用の場における男女平等に関する実態調査を実施し、今後の男女平等施策に活用します。	「改正育児・介護休業法への対応等 企業における男女雇用管理に関する調査」 対象：都内30人以上の事業所 13業種 2,500事業所 男女労働者 5,000人	(1、3、8、9を含む)		産業労働局
	2	事業者団体との連絡会等	「事業者からの報告」等を踏まえた情報提供をはじめ、参画促進のための助言、意見交換を行います。	労働情勢懇談会の開催			産業労働局
	3	職場における男女平等の推進	女性の能力活用や職域の拡大等、企業における女性の積極的な活用のための取組である「ポジティブ・アクション」の普及啓発を行います。	ポジティブ・アクションの普及啓発 (「男女雇用平等セミナー」等)	(1、3、8、9を含む)	再掲	産業労働局
			関係法令や女性の活用事例等について、事業主や企業の担当者を対象としたセミナー等を行い、企業の取組を支援します。	事業主向け「均等法セミナー」 年2回 計300人			産業労働局
	4	女性の活躍推進事業	女性の活躍推進に意欲のある中小企業のモデルとなる取組等を支援し、広く発信します。	29年度終了			産業労働局
	5	女性の活躍推進人材育成事業	中小企業における女性の活躍推進に向けた取組の中心となる人材に対し研修を実施し、修了者を「女性の活躍推進責任者」として設置した企業に奨励金を支給します。また、推進責任者に対しフォローアップを行うとともに女性の活躍推進法に定める一般事業主行動計画の策定に係る一定の取組を行った企業に奨励金を支給します。さらに推進責任者、中小企業で働く女性従業員それぞれの交流会を実施します。	29年度終了			産業労働局
	6	女性の活躍推進等職場環境整備事業	女性の採用・職域拡大等やテレワークなど多様な勤務形態実現に向けた環境整備に係る経費を助成することにより、中小企業における職場環境の整備を推進します。※（公財）東京しごと財団に基金を造成して実施	補助上限：5,000千円 (30年度から「テレワーク活用・働く女性応援事業」に事業名変更)			産業労働局
	301	女性の活躍推進加速化事業	職場における女性の活躍推進の中心となる者に対して、取組を推進するための実践的な知識の付与や、企業間・従業員間交流の機会を提供するとともに、責任者の設置、行動計画の策定、計画に定めた目標達成までのプロセスを支援する。	・女性の活躍推進スタートアップ研修 139社 ・女性の活躍推進フォローアップ研修 48社 ・女性の活躍推進スピードアップ研修 25社			産業労働局

平成30年度 東京都男女平等参画施策の実施状況報告

	No.	事業名	事業概要	平成30年度実績 事業規模	備考	再掲	所管局 ()書きはH30所管
	7	公共調達を通じた女性活躍の支援	女性の就業環境の整備を促進するため、公共工事・業務委託等の総合評価方式の政策的評価項目として、女性活躍推進法に基づく認定企業（えるぼし認定企業）などを加点項目に設定します。 都が施工する主要な建設工事において、女性専用の水洗洋式トイレや更衣室の現場事務所への設置を義務化します。	・総合評価方式における加点項目の設定 総合評価方式を適用する公共工事及び業務委託の発注を通じて実施 ・現場事務所への女性専用トイレや更衣室の設置 主要な建設工事の発注を通じて実施			財務局・各局
	329	建設業における女性活躍推進事業	○女性技術者対象 建設業界で働く女性の活躍推進について広く情報発信するとともに、提言を行うため、セミナー等を開催します。 ○女子学生対象 将来の担い手となりうる学生等へのPRのため、学生向けイベントに参加します。（ブース出展）	○東京都建設業女性活躍セミナーの開催（1回） テーマ：女性が働きやすい環境整備や現場改善の事例、インフラ整備の魅力などについて 来場者数：約200人 ○将来の担い手となりうる学生等へむけたPRイベントへの出展（1回） 来場者数：約250人			建設局
イ. 雇用機会均等に関する普及啓発							
	8	資料の発行・整備	雇用の分野における男女平等参画を推進するため、男女雇用平等に関する資料を発行します。	「働く女性と労働法」 8,000部 「雇用平等ガイドブック」 15,000部	(1、3、8、9を含む)	再掲	産業労働局
	9	職場における男女平等の推進	男女雇用機会均等法の一層の定着を図り、雇用の場における男女の均等な機会と待遇を促進するために、事業主や男女労働者に対して男女雇用平等に関する啓発活動を実施します。	事業主向け「均等法セミナー」年2回 計187人（No.3一部参照） 男女雇用平等セミナー 12回	(1、3、8、9を含む)	再掲	産業労働局
② 女性の就業継続やキャリア形成							
ア. 働きやすい雇用環境整備などによる職場における女性の活躍推進							
	10	いきいき職場推進事業	「ライフ・ワーク・バランス認定企業」の認定 従業員が生活と仕事を両立し、いきいきと働ける職場の実現に向け優れた取組を実施している中小企業を「認定企業」として認定し、広く公表します。 「ライフ・ワーク・バランスフェスタ」の開催 九都県市、区市町村、労使団体、マスコミ等と協働して「働き方の見直し」について広く社会に対し発信します。	認定企業 11社 30年度から、ライフ・ワーク・バランスフェスタは、ライフ・ワーク・バランスEXPO東京として「ライフ・ワーク・バランス普及促進事業」で実施			産業労働局
	11	雇用環境整備推進事業	企業での雇用環境整備を促進するため、両立支援や非正規労働者の雇用環境改善等について研修の実施や専門家派遣を通じた助言、企業に対する奨励金の支給等を行います。	研修 18回 専門家派遣 延442回 奨励金 267社			産業労働局
	12	東京次世代育成企業支援事業（登録制度）	(1)次世代育成に積極的に取り組む企業等を「とうきょう次世代育成サポート企業」として登録し、その取組を広くPRし、家庭生活と仕事の両立が可能な雇用環境の整備を支援します。 (2)企業の両立支援全般に対する取組や一般事業主行動計画の具現化を支援するため、両立支援アドバイザーによる相談・助言等を行います。	登録企業の取組を公表 29年度新規受付終了 29年度終了			産業労働局

平成30年度 東京都男女平等参画施策の実施状況報告

	No.	事業名	事業概要	平成30年度実績 事業規模	備考	再掲	所管局 () 書きはH30所管
	13	仕事と介護の両立推進事業	介護と仕事の両立を推進するため、シンポジウム・相談会の開催による意識啓発やポータルサイトの運用による企業や労働者に向けた情報提供を行います。また、介護と仕事の両立に係る相談窓口により企業・労働者個人の実情に応じた助言のほか、必要に応じて専門機関の紹介等を行います。	29年度終了 (30年度から「家庭と仕事の両立支援推進事業」実施)			産業労働局
	14	中小企業従業員融資	中小企業で働く従業員で、妊娠中、子育て期間中、介護休業中又は要介護・要支援認定を受けた三親等以内の親族のいる方に、子育て費用や介護費用、育児・介護休業中の生活費を低利で融資します。	・中央労働金庫及び都内信用組合を通じて実施 ・限度額 100万円以内			産業労働局
	15	女性の活躍推進事業	女性の活躍推進に意欲のある中小企業のモデルとなる取組等を支援し、広く発信します。(再掲 No.4参照)	29年度終了		再掲	産業労働局
	16	女性の活躍推進人材育成事業	中小企業における女性の活躍推進に向けた取組の中心となる人材に対し研修を実施し、修了者を「女性の活躍推進責任者」として設置した企業に奨励金を支給します。また、推進責任者に対しフォローアップを行うとともに女性の活躍推進法に定める一般事業主行動計画の策定に係る一定の取組を行った企業に奨励金を支給します。さらに推進責任者、中小企業で働く女性従業員それぞれの交流会を実施します。(再掲 No.5参照)	29年度終了		再掲	産業労働局
	17	女性の活躍推進等職場環境整備事業	女性の採用・職域拡大等やテレワークなど多様な勤務形態実現に向けた環境整備に係る経費を助成することにより、中小企業における職場環境の整備を推進します。 ※(公財)東京しごと財団に基金を造成して実施(再掲 No.6参照)	補助上限: 5,000千円 (30年度から「テレワーク活用・働く女性応援事業」に事業名変更)		再掲	産業労働局
	18	パートアドバイザー制度	パートアドバイザーが事業者を訪問して、パートタイム労働法を始めとする関係法令の普及啓発、パートタイム労働者の雇用管理についてのアドバイスを行います。	・非正規雇用アドバイザー 労働相談情報センター本所、5事務所 計7名 ・巡回目標件数 年3209件 (30年度から「非正規雇用アドバイザー制度」に名称変更)	(18、19、20、43、254を含む)		産業労働局
	19	労働相談	労働相談(東京都ろうどう110番) 労働相談情報センターにおいて、パート・派遣労働者等の相談に応じます。	労働相談情報センター本所、5事務所 電話相談(随時)、来所相談(予約制)	(18、19、20、43、254を含む)	再掲	産業労働局
	20	非正規雇用に関する法令等普及啓発事業	(1)パート・派遣・契約社員等電話総合相談会 労働相談情報センターの労働相談担当職員により、パート・派遣・契約社員等の労働条件などについて、電話相談を受け付け、労働条件の向上を図ります。	電話相談 年1回 2日間	(18、19、20、43、254を含む)	再掲	産業労働局
			(2)普及啓発資料の発行 パート・派遣・契約社員等の適正な雇用管理と労働条件の改善を図るため、パートタイム労働者等に関する基本的な事項をわかりやすくまとめた普及啓発資料を作成します。	「パートタイム労働ガイドブック」 23,000部			産業労働局

平成30年度 東京都男女平等参画施策の実施状況報告

	No.	事業名	事業概要	平成30年度実績 事業規模	備考	再掲	所管局 () 書きはH30所管
	302	ライフ・ワーク・バランス普及促進事業	企業におけるライフ・ワーク・バランスの推進に関する取組をより促進させるため、年間を通じた効果的な広報を実施するとともに、多様なニーズ、課題に応える総合展「ライフ・ワーク・バランスEXPO(仮称)」を実施する。	ライフ・ワーク・バランスEXPO東京 H 3 1. 2 開催			産業労働局
	303	女性の活躍推進加速化事業	職場における女性の活躍推進の中心となる者に対して、取組を推進するための実践的な知識の付与や、企業間・従業員間交流の機会を提供するとともに、責任者の設置、行動計画の策定、計画に定めた目標達成までのプロセスを支援する。(再掲No.301参照)	- 女性の活躍推進スタートアップ研修 139社 - 女性の活躍推進フォローアップ研修 48社 - 女性の活躍推進スピードアップ研修 25社		再掲	産業労働局
	304	家庭と仕事の両立支援推進事業	家庭と仕事の両立推進に向けて、法定以上の両立支援策等を実践している企業を広く紹介するとともに、介護と仕事のポータルサイトをリニューアルし、情報を総合的に提供する。 合わせて、介護と仕事の両立について、シンポジウムの開催による意識啓発を行うと共に、専門家が電話やメールにより助言するヘルプデスクの運営を行う。	家庭と仕事の両立支援推進企業の登録 年間34社 介護と仕事の両立推進シンポジウムの開催 年1回 家庭と仕事の両立支援ポータルサイトの運営 とうきょう介護と仕事の両立応援デスクの運営			産業労働局
	305	働く人のチャイルドプランサポート事業	企業の人事労務担当者等に、不妊治療と仕事の両立に必要な知識を付与する研修を実施するとともに、不妊治療と仕事の両立支援に関する制度を整備した企業に対し奨励金を支給し、両立の取組を促進する。	研修 326人 奨励金 上限40万円 実績93社			産業労働局
	306	働くババママ育休取得応援事業	従業員に希望する期間の育児休業を取得させ復帰させた企業への支援、男性の育児休業取得奨励といった支援を行うことで企業の職場環境整備を推進する。	働くママコース 規模 17件 金額 1,250千円 働くパパコース 規模 31件 金額 250千円～3,000千円			産業労働局
	21	職業訓練の実施	都立職業能力開発センター等において、求職者を対象として就職に必要な知識・技能を習得できるよう職業訓練を実施するとともに、在職者を対象にしたキャリアアップのための短期訓練も行います。また、資格取得や訓練内容等の情報提供の充実を図ります。	職業能力開発センター・校、国立・都営の東京障害者職業能力開発校で実施 13か所 求職者向け：入校4,715名 (施設内訓練 2,926名) (委託訓練 1,789名) 在職者向け：受講14,592名			産業労働局
イ. 働く女性のキャリア形成意識の醸成、悩みや不安の解消を進める取組							
	22	キャリアデザイン意識の醸成	若者の将来を見据えたキャリアデザイン意識の醸成を図るため、大学生向け教材「キャリアデザインコンテンツ」の普及について、さらに対象を広げて実施していきます。	より活用しやすい「キャリアデザインコンテンツ」への改修 - HPのリニューアル - 柔軟に活用できるメニューの作成			生活文化局

平成30年度 東京都男女平等参画施策の実施状況報告

	No.	事業名	事業概要	平成30年度実績 事業規模	備考	再掲	所管局 () 書きはH30所管
	23	女性・青年農業者育成対策	東京農業の将来の担い手を確保・育成するため、担い手育成に意欲的な都内の先進的農業者を指導農業者として認定し、東京都農林水産振興財団（東京都青年農業者等育成センター）が行う農業技術研修等の講師として農業技術・経営手法等の継承を行います。また、若手女性等の新規参入を促進するとともに女性農業者の組織化や活動を積極的に支援します。	指導農業者の認定 12名 農業体験研修 2回 農業技術研修 3回 女性向け農業ツアー 2回 女性農業者交流会 4回 女性農業者活動PR 4回			産業労働局
	24	農業改良特別指導	農業の重要な担い手である女性の社会参画及び経営参画を進め、農業経営の安定・発展を図るため、男女共同参画に関する普及啓発、女性の農業経営・起業活動の高度化に向けた研修等を実施します。	とうきょう農業女性活躍推進会議 1回 女性農業者活躍推進講座 15回 （うち、先進事例視察研修 3回） 女性農業者経営能力向上支援（優良先進事例視察研修）1回 東京都農業・男女共同参画フォーラム 1回			産業労働局
	25	働く女性への支援	仕事と子育ての両立等に向け、悩みや不安を解消する講座やワークショップ及び講演会を開催し、夫婦の協力による子育てもテーマとして、男性の意識改革にもつなげます。	就業継続（開催回数：4回）及び起業（開催回数：2回）のための講座及びワークショップの開催	(74、88、97、98、129、134、147、148、149を含む)		生活文化局
	331	建設業における女性活躍推進事業	○女性技術者対象 建設業界で働く女性の活躍推進について広く情報発信するとともに、提言を行うため、セミナー等を開催します。 ○女子学生対象 将来の担い手となりうる学生等へのPRのため、学生向けイベントに参加します。（ブース出展）	○東京都建設業女性活躍セミナーの開催（1回） テーマ：女性が働きやすい環境整備や現場改善の事例、インフラ整備の魅力などについて 来場者数：約200人 ○将来の担い手となりうる学生等へむけたPRイベントへの出展（1回） 来場者数：約250人		再掲	建設局
ウ. 保育サービスの充実							
	26	保育サービスの拡充	認可保育所や認証保育所、認定こども園、小規模保育、家庭的保育など、地域のニーズに応じた多様な保育サービスの整備を推進します。	国の保育所等整備交付金ほか、都独自の「待機児童解消区市町村支援事業」により、保育所等の施設整備にかかる事業者及び区市町村の負担を軽減			福祉保健局
	27	認証保育所の推進	大都市の特性を踏まえ、都独自の基準により都が認証する認証保育所の整備を推進します。主に駅前に設置されるA型と、保育室からの移行を中心とし、小規模で家庭的な保育を行うB型があります。	A型 143 か所、B型 18か所			福祉保健局
	28	認証保育所に対する税制支援	認証保育所の設置を税制面から支援するために、不動産取得税、区部の固定資産税・都市計画税及び事業所税を減免します。	・不動産取得税 土地1件、家屋1件 ・固定資産税・都市計画税（23区） 土地620件、家屋621件、償却資産218件 ・事業所税 35件			主税局
	29	私立幼稚園等における預かり保育の推進	私立幼稚園が、教育課程に係る教育時間を超えて園児を預かる場合に、その経費の一部を補助します。	私立幼稚園預かり保育推進補助：547園			生活文化局

平成30年度 東京都男女平等参画施策の実施状況報告

	No.	事業名	事業概要	平成30年度実績 事業規模	備考	再掲	所管局 () 書きはH30所管
				私立幼稚園等一時預かり事業費補助：186園			生活文化局
	30	認証保育所の指導監督等	認証保育所の質の確保・向上を図るため、事業者に対する指導を実施します。	・現地確認 18か所 ・開設後運営指導 18か所			福祉保健局
	31	認可外保育施設に対する巡回指導強化事業	認可外保育施設に対する巡回指導チームを編成し、指導体制を強化することによって、認可外保育施設の保育サービスの質の向上を図り、児童の安全・安心及び保護者の安心を確保します。	(平成30年4月1日現在) ベビーホテル 551か所 事業所内保育施設 298か所 院内保育施設 171か所 その他施設 152か所 認証保育所 610か所			福祉保健局
	32	認証保育所等研修事業	認証保育所等の質の確保・向上を図るため、認証保育所施設長及び中堅職員、家庭的保育者、認可外保育施設職員等に対する研修を実施します。	・認証保育所施設長研修 年間300名 ・認証保育所中堅保育士研修 年間300名 ・家庭的保育者研修(認定研修 年間50名、現任研修 年間120名) ・病児・病後児保育研修 年間20名 ・病児・病後児保育(訪問型)研修 年間20名 ・認可外保育施設職員テーマ別研修 年間7,000名			福祉保健局
	33	認可外保育施設利用支援事業	待機児童の解消に向けて、区市町村が実施する認可外保育施設利用者に対する負担軽減に係る費用の一部を補助することにより、認可外保育施設の利用者を支援するとともに、地域の実情に応じた保育サービスの整備促進や質の向上を図ります。	19,809人			福祉保健局
	34	待機児童解消に向けた税制支援	民有地を活用した保育所等の整備促進を税制面から支援するため、区部において、保育所等のために有料で貸し付けられた土地のうち、一定の要件を満たすものについて、固定資産税及び都市計画税を5年間減免します。	固定資産税・都市計画税(23区) 土地 62件			主税局
	35	認定こども園の推進	就学前の子供に関する教育・保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て支援機能を担う認定こども園の整備を推進します。	開設準備経費補助(国制度) 5施設 (国制度の対象にならない場合は子供家庭支援区市町村包括補助事業で対応)			福祉保健局
			就学前の子供に関する教育・保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て支援機能を担う認定こども園に対して、都独自の補助を行うなど、地域において子供が健やかに育成される環境の整備を推進します。	開設準備経費等への補助：4園			生活文化局
			就学前の子供に関する教育・保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て支援機能を担う認定こども園に対して、都独自の補助を行うなど、地域において子供が健やかに育成される環境の整備を推進します。	区市町村立の幼稚園が認定こども園(幼保連携型認定こども園を除く)として認定を受ける場合、条例、規則の変更等を都教育庁へ届出することとなっている。認定を受けた公立幼稚園は、幼稚園型認定こども園の3園(平成31年4月1日現在)である。			教育庁
	36	子育て推進交付金	子育て支援の中核を担う区市町村が地域の実情に応じて創意工夫により施策を展開できるよう交付金を創設し、全ての子供と家庭を対象とした子育て支援策の充実を図ります。	全市町村 39か所			福祉保健局

平成30年度 東京都男女平等参画施策の実施状況報告

	No.	事業名	事業概要	平成30年度実績 事業規模	備考	再掲	所管局 () 書きはH30所管
	37	延長保育	就労形態の多様化等による延長保育のニーズに対応するため、認可保育所等において11時間の開所時間の前後に行う延長保育の充実を図ります。	2,856か所 一般型（保育短時間認定）669か所 一般型（保育標準時間認定）2,185か所 訪問型（保育短時間認定）0か所 訪問型（保育標準時間認定）2か所			福祉保健局
	38	病児保育事業費補助	保育所に通所中の児童等が病中又は、病気の回復期にあり、集団保育の困難な時期に、その児童の一時預かりを行う病児・病後児保育の充実を図ります。また、保育中に体調不良となった児童への緊急対応の充実を図ります。	病児・病後児対応型事業 150か所 体調不良児対応型事業 72か所 非施設型（訪問型）事業 0か所			福祉保健局 福祉保健局 福祉保健局
	39	院内保育施設の支援	医療従事者の離職防止及び再就職の促進を図るとともに、病児等保育の実施を促進します。	120か所			福祉保健局
	307	ベビーシッター利用支援事業	待機児童の保護者や、育児休業を1年間取得し復職した保護者が、保育所等への入所決定までの間、認可外のベビーシッターを利用する場合の利用料の一部を区市町村と連携して助成します。	月上限305,600円			福祉保健局
	40	都立病院・公社病院における病児保育事業の実施	区市から事業を受託し、病院内に設置する病児・病後児保育室において保育が可能な病気の児童を預かり、一時的に保育を行います。	以下のとおり実施 都立病院（1カ所） ・墨東病院 平日8時30分～18時00分（土・日・祝・年末年始除く）まで 定員4名、利用料2,000円 東京都保健医療公社（2カ所） ・多摩北部医療センター 月～金8時00分～18時00分（土・日・祝・年末年始除く）まで 定員4名、利用料1日2,500円、4時間まで1,500円 ・東部地域病院 平日8時30分～18時00分（土・日・祝・年末年始除く）まで 定員8名、利用料2,000円 ・東部地域病院【平成31年2月1日 新規開設】 平日8時30分～18時00分（土・日・祝・年末年始除く）まで 定員8名、利用料2,000円			病院経営本部
	41	企業による保育施設設置支援事業	育児中の女性が活躍できる職場環境が整備されるよう、企業による保育施設設置の相談やPRを行います。	・企業内の保育施設の設置等に関する相談窓口 ・企業内保育施設設置セミナー 年8回 ・保育施設設置企業見学会 年5回 ・企業主導型保育施設共同利用情報提供WEBサイト			産業労働局
	42	企業主導型保育施設設置促進事業	企業主導型保育施設の設置を促進するため、国の補助対象外となる開設時の備品購入に要する経費に対する補助を行います。	交付決定 83件			産業労働局
	332	院内保育の地域開放	職員の福利厚生として都立病院内に設置・運営している保育室（認可外保育室）において、空き定員の一部を地域開放します。	駒込病院保育室（認可外保育室）において地域開放を実施			病院経営本部
③ 職場におけるいやがらせ（ハラスメント）問題							

平成30年度 東京都男女平等参画施策の実施状況報告

	No.	事業名	事業概要	平成30年度実績 事業規模	備考	再掲	所管局 () 書きはH30所管
	ア. 相談・普及啓発						
	43	労働相談	労働者・使用者双方に対して、ハラスメント防止に関する普及啓発活動を行います。また、職場におけるハラスメントに関する相談、あっせんを行います。	労働相談などで対応 (No. 19一部参照)	(18、19、20、43、254を含む)	再掲	産業労働局
	イ. 都庁内におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止対策						
	44	セクシュアル・ハラスメント防止連絡会議	各任命権者の代表、関係局の代表及び関係者等からなる連絡会議を設置して、都におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止を図ります。	・会議の開催 年4回 ・セクシュアル・ハラスメント等対策について、各任命権者間の調整、意見交換等を行った。			総務局
	45	セクシュアル・ハラスメント等防止に関する研修	講師養成研修「人権・同和問題科」都政に携わる全ての職員の人権意識の高揚を図り、同和問題をはじめ女性、子供などの様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深めます。また、セクシュアル・ハラスメント等に関する研修も行います。	・管理職及び管理職候補者を対象に年2回実施 ・受講者165名 ・第1回 平成30年5月21日・30日 修了者108名 ・第2回 平成31年1月9日・22日 修了者57名	(一財)東京都人材支援事業団へ交付している交付金の一部		総務局
			職員を対象に男女平等参画についての研修を実施します。	各局で実施			各局
			公立学校の初任者研修や10年経験者研修、管理職研修(候補者を含みます。)において、セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修を実施します。	・教育管理職候補者研修 472名 年1回開催 ・主任教諭任用前研修 1900名 年1回開催 ・初任者等研修 603名 年1回開催 ・中堅教諭等資質向上研修Ⅰ 1673名 年1回開催	研修経費の一部		教育庁
	46	セクシュアル・ハラスメント等相談員の設置	各局にセクシュアル・ハラスメント等相談員を設置して、職員からの相談・苦情を受け、また職員に対して適切な指導及び助言を行います。	各局で実施			各局
	308	ダイバーシティ時代のハラスメント対策	すべての職員の働きやすさはもとより、多様性を認め合うことも含めた、総合的なハラスメント防止対策を行います。	・ダイバーシティ時代のハラスメントに関するアンケート ・ハラスメント啓発資料作成			総務局
	④ 若者のキャリア教育の推進						
	ア. 若者のキャリア教育の推進						
	47	キャリアデザイン意識の醸成	若者の将来を見据えたキャリアデザイン意識の醸成を図るため、大学生向け教材「キャリアデザインコンテンツ」の普及について、さらに対象を広げて実施していきます。(再掲 No.22参照)	より活用しやすい「キャリアデザインコンテンツ」への改修 ・HPのリニューアル ・柔軟に活用できるメニューの作成		再掲	生活文化局
	48	女性・青年農業者育成対策	東京農業の将来の担い手を確保・育成するため、担い手育成に意欲的な都内の先進的農業者を指導農業者として認定し、東京都農林水産振興財団(東京都青年農業者等育成センター)が行う農業技術研修等の講師として農業技術・経営手法等の継承を行います。また、若手女性等の新規参入を促進するとともに女性農業者の組織化や活動を積極的に支援します。(再掲 No.23参照)	指導農業者の認定 12名 農業体験研修 2回 農業技術研修 3回 女性向け農業ツアー 2回 女性農業者交流会 4回 女性農業者活動PR 4回		再掲	産業労働局

平成30年度 東京都男女平等参画施策の実施状況報告

	No.	事業名	事業概要	平成30年度実績 事業規模	備考	再掲	所管局 () 書きはH30所管
	49	わく(Work)わく(Work)Week Tokyo (中学生の職場体験) の推進	都内区市町村教育委員会や公立中学校に対し、中学生の職場体験事業(わくわくWeek Tokyo)への参加を呼びかけます。	都内全公立中学校に在学する約7万4,000人の中学生が参加。	31年度から生活文化局へ移管		生活文化局 (青少年・治安対策本部)
			公的施設・事業所や一般企業など、受入先を開拓し、5日間程度、中学生の職場体験を実施します。	都内公立中学校の生徒が、5日間程度学校を離れ、地域商店や事業所、地元企業、公的施設などの職場で実際に仕事を体験する。 都内全公立中学校で実施予定。	31年度から生活文化局へ移管		生活文化局 (青少年・治安対策本部)
			中学生の職場体験推進協議会及び都庁内推進会議を企画・運営します。	○推進協議会：庁外の65の民間団体・公的機関が、中学生の受け入れについて情報共有する。 ○推進会議：庁内各局の担当者が中学生の受け入れについて情報共有する。	31年度から生活文化局へ移管		生活文化局 (青少年・治安対策本部)
			都内の公立中学校に「受入事業所一覧」を提供します。また普及啓発のためのリーフレット等を提供します。	○受入事業所一覧：約2,300か所の事業所についての情報を、都内全公立中学校に提供。 ○リーフレット：希望する中学校や新規受入事業所に随時発送。	31年度から生活文化局へ移管		生活文化局 (青少年・治安対策本部)
			都民の意識啓発・機運の醸成を図るため、中学生の職場体験報告書を作成・配布します。また、東京都教育庁と職場体験発表会を開催します。	○報告書：5,300部発行。都内各中学校や教育委員会、事業者等に発送。 ○発表会：都内各教育委員会、推進協議会委員、推進会議委員等約150名が出席	31年度から生活文化局へ移管		生活文化局 (青少年・治安対策本部)
			中学生が、5日間程度学校を離れて地域の商店及び企業、公的施設などの職場で実際に仕事を体験することを通して、男女平等参画社会の一員としての自覚を促すとともに、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育成します。	・3～5日 約621校 実施			教育庁
	50	現場体験型インターンシップ	首都大学東京における特徴的なキャリア教育の一つとして、1年次から履修可能な体験型科目である「現場体験型インターンシップ」を実施します。大学生活の早い時期での現場体験により、環境、福祉、教育、経済等、大都市の抱えるさまざまな課題及び自分自身の課題について認識を深め、課題に主体的に取り組む能力、社会人として必要な基礎的コミュニケーション能力等を自ら養成することを目指します。	- 学生受入先 146団体 298コース 766名 - 内訳 東京都 15団体 73コース 160名 - 特別区 14団体 25コース 40名 - 市 18団体 62コース 124名 - 都の関係団体11団体 32コース 66名 - 企業等 88団体 106コース 376名 - 履修学生数 672名(すべて学部生) - 内訳 1年生 629名 2年生 39名 3年生 4名			総務局 (首都大学東京)
⑤ 起業等を目指す女性に対する支援							
ア. 起業家・自営業者への支援							
	51	女性ベンチャー成長促進事業	「女性の起業」の幅が増し、いわゆる「プチ起業」の規模感のものから、これまでのビジネス経験を活かしてよりダイナミックなビジネスを志す女性起業家が徐々に増加する一方、男性に比べ、都内女性起業家が全国規模やグローバルで活躍している事例が少ない現状を踏まえ、スケールアップを目指す女性起業家向けの短期集中型育成プログラムを実施し、ロールモデルとなるような女性スタートアップの創出を図ります。	- 女性起業家募集 2回 - アクセラレーションプログラムの実施(10名程度×2回) - 各3ヵ月間程度 - 海外派遣(5名程度×2回) 10日間程度 - 報告会 2回			産業労働局

平成30年度 東京都男女平等参画施策の実施状況報告

	No.	事業名	事業概要	平成30年度実績 事業規模	備考	再掲	所管局 () 書きはH30所管
	52	創業支援の融資	活発な創業活動が行われるよう、創業時に必要な資金を融資します。	融資により創業を支援 ・融資限度額 3,500万円 ・資金使途 運転資金・設備資金			産業労働局
	53	女性・若者・シニア創業サポート事業	都内での女性・若者・シニアによる地域に根ざした創業を支援するため、信用金庫・信用組合を通じた低金利・無担保の融資と地域創業アドバイザーによる経営サポートを組み合わせて提供します。	・東京都信用金庫協会・東京都信用組合協会に補助金を交付し、融資原資を信用金庫・信用組合に預託するとともに、地域創業アドバイザーを設置 ・融資限度額 1,500万円（運転資金のみは750万円）			産業労働局
	54	創業支援拠点の運営	平成29年1月に丸の内に開設したTOKYO創業ステーションにおいて、利用者のニーズに応じた、必要な支援につなげていきます。先輩起業家等との交流会などを数多く開催するとともに、投資家等の前で事業プランのプレゼンテーションを行うなど、ビジネスチャンスを掴む機会を提供します。これにより、地域の課題に貢献する人からグローバルに活躍する人まで様々な成功事例を生み出し、創業を目指す人のすそ野の拡大につなげていきます。	<起業塾計画> ・TOKYO起業塾 ①入門コース ②実践コース ③ものづくり創業プログラム ④ベンチャープログラム <女性起業ゼミ・プチ起業スクエア等計画> ・女性起業ゼミ ・プチ起業スクエア ・ワンポイントセミナー			産業労働局
	55	創業支援施設の提供	創業者や創業間もない企業を育成するために、オフィスの提供、技術提供などの創業環境の整備を行います。また、青山創業促進センターでは、都が抱える政策課題の解決に結びつく分野や、ベンチャーキャピタリストが投資しにくい分野等で起業に取組む方々へ、大きく成長してもらう機会と場を提供します。	・施設の運営（補助）3か所 ・施設の運営（委託）3か所			産業労働局
	56	農業改良特別指導	農業の重要な担い手である女性の社会参画及び経営参画を進め、農業経営の安定・発展を図るため、男女共同参画に関する普及啓発、女性の農業経営・起業活動の高度化に向けた研修等を実施します。（再掲 No.24参照）	とうきょう農業女性活躍推進会議 1回 女性農業者活躍推進講座 15回 （うち、先進事例視察研修 3回） 女性農業者経営能力向上支援（優良先進事例視察研修）1回 東京都農業・男女共同参画フォーラム 1回		再掲	産業労働局
	57	女性・青年農業者育成対策	東京農業の将来の担い手を確保・育成するため、担い手育成に意欲的な都内の先進的農業者を指導農業士として認定し、東京都農林水産振興財団（東京都青年農業者等育成センター）が行う農業技術研修等の講師として農業技術・経営手法等の継承を行います。また、若手女性等の新規参入を促進するとともに女性農業者の組織化や活動を積極的に支援します。（再掲 No.23, No.48参照）	指導農業士の認定 12名 農業体験研修 2回 農業技術研修 3回 女性向け農業ツアー 2回 女性農業者交流会 4回 女性農業者活動PR 4回		再掲	産業労働局
	58	働く女性への支援	仕事と子育ての両立等に向け、悩みや不安を解消する講座やワークショップ及び講演会を開催し、夫婦の協力による子育てもテーマとして、男性の意識改革にもつなげます。（再掲 No.25参照）	就業継続（開催回数：4回）及び起業（開催回数：2回）のための講座及びワークショップの開催	(74、88、97、98、129、134、147、148、149を含む)	再掲	生活文化局
⑥ 育児や介護等を理由とする離職者に対する再就職支援							
ア. 育児や介護等を理由とする離職者に対する再就職支援							

平成30年度 東京都男女平等参画施策の実施状況報告

	No.	事業名	事業概要	平成30年度実績 事業規模	備考	再掲	所管局 () 書きはH30所管
	59	女性しごと応援テラス事業	東京しごとセンターに設置した、出産や育児等で離職した女性など、家庭と両立しながら再就職を目指す女性のための専用窓口「女性しごと応援テラス」において、キャリアカウンセリングから、職業紹介まで、きめ細かなサービスをワンストップで提供します。 また、再就職を目指す女性を支援するため、就職活動に関するノウハウや知識の習得、就職に必要な能力の開発等に資する「女性再就職サポートプログラム」や各種セミナー等を実施します。	・女性再就職支援窓口「女性しごと応援テラス」の運営 ・就職面接会等の実施 10回 ・啓発イベントの実施 4回 ・職場見学の実施 10回 ・子育て女性向け再就職支援イベントの実施 4回 ・新・女性再就職サポートプログラムの実施 ・拠点型 女性再就職サポートプログラム 325人 サポートプログラムフォローアップ セミナー 100人 ・地域型 女性再就職サポートプログラム 225人 サポートプログラム職場体験事業 90人 ・再就職支援セミナーの実施 750人 ・子育て女性向けセミナー 200人 ・利用者向け託児サービスの提供			産業労働局
	60	☆多摩地域女性就業支援プログラム	身近な地域での就職を望む子育て期の女性が多い多摩地域において、マザーズハローワーク立川との連携により就業支援を実施し、女性の再就職を支援します。	年5回実施			産業労働局
	61	輝け！女性の就業拡大事業	女性の就業拡大に向けて、普及啓発イベントを実施します。また、採用に意欲的な企業を集めての合同就職面接会を実施します。	年4回実施			産業労働局
	62	女性向け委託訓練の実施	結婚、出産、育児等により退職したが、その後再び就職を希望する女性に対し、職業訓練を実施し再就職を支援します。また、パート・アルバイト等から正社員を目指す女性を対象としてeラーニングによる訓練を実施します。	・女性向け委託訓練 入校548名			産業労働局
	63	保育サービス付き職業訓練の実施	子育て中の求職者に、民間教育訓練機関を活用した保育サービス付きの職業訓練を受ける機会を提供し、能力開発・早期就業を支援します。	受託機関なし			産業労働局
	64	病院勤務者勤務環境改善事業	出産や育児といった女性特有のライフイベント等により職場を離れた女性医師等の復職を支援する研修等の取組を行う病院に対して補助を実施します。	病院勤務者勤務環境改善事業 相談窓口の設置 6病院 復職研修及び就労環境改善事業 25病院			福祉保健局
	338	東京医師アカデミー・復職支援プログラム	育児、介護等で長期離職していた医師を対象に、都立病院の指導ノウハウや豊富な症例数などのスケールメリットを活かして、臨床能力の向上や最新知見等の習得を目的としたオーダーメイド型の復職支援研修を行います。	○研修概要 ・「東京医師アカデミー」を運営する都立病院において、臨床能力の向上及び最新知見の習得のための復職支援プログラムを提供 ○受入病院 ・全都立病院			病院経営本部
	65	テレワーク導入に向けた体験型普及推進事業	企業の経営者等を対象にテレワークの体験ができるセミナーを実施し、導入への関心を高めるとともにメリットを体感してもらうことでテレワーク導入による働き方の普及を図ります。	29年度終了（30年度から「テレワーク等普及推進事業」実施）			産業労働局

平成30年度 東京都男女平等参画施策の実施状況報告

	No.	事業名	事業概要	平成30年度実績 事業規模	備考	再掲	所管局 () 書きはH30所管
	66	テレワーク活用促進モデル実証事業	中小・中堅企業を中心に、テレワークの導入や利用拡大を目指すモデル企業を募集し、導入準備から実施、検証までの支援を行い、その過程での課題やその対応等をまとめ、広く発信することで、テレワークの利用促進を図ります。	29年度終了 (30年度から「テレワーク等普及推進事業」実施)			産業労働局
	67	テレワーク推進センター（仮称）等の運営	国家戦略特区の取組として国と連携したテレワーク推進のワンストップセンターを開設し、テレワークが体験できるコーナーを設置するとともに都の働き方改革をはじめとしたライフ・ワーク・バランス推進施策に関する総合相談や情報発信等を行う拠点を併設します。	29年度終了 (30年度から「テレワーク等普及推進事業」実施)			産業労働局
	68	女性の活躍推進等職場環境整備事業	テレワークなど多様な勤務形態実現等に向けた環境整備に係る経費を助成することにより、中小企業における職場環境の整備を推進します。※（公財）東京しごと財団に基金を造成して実施（再掲 No.6参照）	補助上限：5,000千円 （30年度から「テレワーク活用・働く女性応援事業」に事業名変更）		再掲	産業労働局
	309	テレワーク等普及推進事業	国家戦略特区の取組として、テレワーク推進施策に関する情報提供、相談、助言等の支援をワンストップで提供するテレワーク推進センターを国との連携により運営するとともに、都の働き方改革をはじめとしたライフ・ワーク・バランス推進の拠点を併設する。また、テレワークを一層普及していくため、都内各地での体験型セミナーの実施や事例発信など多様な支援を展開していく。	・東京テレワーク推進センター及びTOKYOライフ・ワーク・バランス推進窓口の運営 来所者3,781人 ・テレワーク活用促進モデル実証 21社 ・業界別ハンドブックの作成 3業界（建設業、製造業、卸売業・小売業） ・テレワーク体験型セミナー 27回 273社 ・ワークスタイル変革コンサルティング 725回 ・テレワーク気運醸成イベント 1回 ・サテライトオフィス設置等補助 3社			産業労働局
	69	在宅勤務普及プロジェクト	在宅勤務を導入している企業の協力を得て、その有効性を発信することにより、個人をはじめとする様々な主体が働き方を見直すきっかけを提供していきます。	産業労働局の関連事業を「女性活躍推進ポータルサイト」で発信			生活文化局
⑦ 普及啓発活動の充実							
ア. 情報の提供							
	70	女性の活躍推進シンポジウム	知事自らが発信する場としてのシンポジウムを開催し、女性の活躍推進の普及啓発を進めます。	女性が輝くTOKYO懇話会3回開催 ・女性の参画が十分に進んでいない業界で活躍されているゲストと知事が対談形式で語り合い、その業界で働くことの魅力や生活と仕事の両立方法などについて発信 ・各回ともに東京都公式動画チャンネル「東京動画」でライブ配信 ・建設業編 平成30年6月28日 ・運輸業編 平成30年9月14日 ・情報通信業編 平成30年12月26日			生活文化局

平成30年度 東京都男女平等参画施策の実施状況報告

	No.	事業名	事業概要	平成30年度実績 事業規模	備考	再掲	所管局 () 書きはH30所管
	71	東京都女性活躍推進大賞の贈呈	女性活躍の推進に向け先進的な取組を進める企業や団体、個人を表彰し、その取組内容を広く普及していきます。	・東京都女性活躍推進大賞の実施（贈呈式も開催） ・受賞者の取組を広く発信			生活文化局
	72	働く女性への支援	仕事と子育ての両立等に向け、悩みや不安を解消する講座やワークショップ及び講演会を開催し、夫婦の協力による子育てもテーマとして、男性の意識改革にもつなげます。 （再掲 No.25, No.58参照）	就業継続（開催回数：4回）及び起業（開催回数：2回）のための講座及びワークショップの開催	(74、88、97、98、129、134、147、148、149を含む)	再掲	生活文化局
	340	建設業における女性活躍推進事業	○女性技術者対象 建設業界で働く女性の活躍推進について広く情報発信するとともに、提言を行うため、セミナー等を開催します。 ○女子学生対象 将来の担い手となりうる学生等へのPRのため、学生向けイベントに参加します。（ブース出展）	○東京都建設業女性活躍セミナーの開催（1回） テーマ：女性が働きやすい環境整備や現場改善の事例、インフラ整備の魅力などについて 来場者数：約200人 ○将来の担い手となりうる学生等へむけたPRイベントへの出展（1回） 来場者数：約250人		再掲	建設局
	73	農業改良特別指導	農業の重要な担い手である女性の社会参画及び経営参画を進め、農業経営の安定・発展を図るため、男女共同参画に関する普及啓発、女性の農業経営・起業活動の高度化に向けた研修等を実施します。（再掲 No.24, No.56参照）	とうきょう農業女性活躍推進会議 1回 女性農業者活躍推進講座 15回 （うち、先進事例視察研修 3回） 女性農業者経営能力向上支援（優良先進事例視察研修）1回 東京都農業・男女共同参画フォーラム 1回		再掲	産業労働局
	74	男性の家事・育児への参画	ライフ・ワーク・バランスの実現のためには男性の意識改革が重要なことから、父親と母親が共に参加できるシンポジウムを開催します。その成果を効果的に情報発信することにより、多くの都民への意識啓発を図ります。	男性参画のための夫婦向け講座（開催回数：3回）及びシンポジウム（開催回数：1回）の開催	(25、58、72、88、97、129、147、149を含む)	再掲	生活文化局
	75	普及啓発及び情報提供の実施	「広報東京都」、都提供テレビ・ラジオ番組や東京都総合ホームページ等の都政一般広報媒体を活用して、男女平等参画推進のための普及啓発や情報提供を行います。	都政全体の広報を行う中で、男女平等参画推進のための普及啓発・情報提供についても所管部課の要望により随時実施する。 活用媒体 「広報東京都」、東京都提供テレビ・ラジオ番組等			生活文化局
	76	インターネットによる情報提供	「東京都女性活躍推進ポータルサイト」、「TOKYOライフ・ワーク・バランス」により、効果的な情報発信を行っています。加えて、東京ウィメンズプラザのホームページにおいて、プラザ施設の予約、開催する講座の申込みや図書類の予約・検索サービスを実施します。	・Webサイト「東京都女性活躍推進ポータルサイト」、「TOKYOライフ・ワーク・バランス」により、情報を発信 ・ホームページ、ツイッター等を利用して、情報提供を行った。			生活文化局
	77	年次報告の公表	基本条例第11条に基づき年次報告を作成し、東京の男女平等参画の状況及び男女平等参画施策の実施状況等を公表します。	インターネットによる公表（男女平等参画の現状、施策の実施状況、意識調査の実施）			生活文化局
	78	資料の発行・整備	雇用の分野における男女平等参画を推進するため、男女雇用平等に関する資料を発行します。（再掲 No.8参照）	「働く女性と労働法」 8,000部 「雇用平等ガイドブック」 15,000部	(1、3、8、9を含む)	再掲	産業労働局
	79	東京ウィメンズプラザ図書資料室の運営	都民の自己啓発、自主研究などを支援するため、関連図書、行政資料等を収集し、提供します。	蔵書数 約6.7万冊			生活文化局
イ. 交流及び指導者研修							

平成30年度 東京都男女平等参画施策の実施状況報告

			No.	事業名	事業概要	平成30年度実績 事業規模	備考	再掲	所管局 () 書きはH30所管
			80	女性団体との交流	都民・団体・行政が交流を深めながら、男女平等参画社会の実現について考えるフォーラムを開催します。	ウィメンズプラザフォーラム 年1回 2日間開催			生活文化局